

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条
第1項第2号に掲げる書類】

事業 年度	自	令和4年4月1日	法人コード	A004341
	至	令和5年3月31日	法人名	公益社団法人広島県労働基 準協会

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益社団法人広島県労働基準協会		
設立登記日(注)	平成23年4月1日		
法人の目的	当法人は、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、最低賃金法その他労働基準関係法令の普及に努めるとともに、一般労働条件の確保・改善、労働災害の防止、健康保持増進等を図るため必要な事業を行うことにより労働者の福祉の向上と産業の健全な発展に寄与することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	都道府県	市区町村番地等	
	広島県	広島市中区上八丁堀8番23号林業ビル8階	
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)	代議員制について、会員数が約6千人の多数に及ぶことから、代議員総数を90名とし、会員総数に対する各支部会員数の割合をもって各支部の代議員数を社員としたが、会員には等しく選挙権及び被選挙権が保障されている。		
社員の数(公益社団法人のみ)	86	人	

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%		
第2段階の合計	収入の額		費用の額
	412,077,473 円		381,948,986 円
収入>費用の場合の対応	剰余金30,128,487円の内、13,028,400円は福山教習所取得改良積立資産に、8,000,000円は講習管理システム改修費用準備資産に積み立てました。残る剰余金9,100,087円については、令和5年度にインボイス対応システム変更等に6,002,502円(412,500円+5,590,002円)、講師報酬新システムの要件定義に756,800円、福山教習所日除け設置工事に3,454,000円(2,090,000円+1,364,000)等により解消していきます。		

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率 (①欄の額÷①欄～③欄の合計額)		92.6 %
①	公益実施費用額	381,948,986 円
②	収益等実施費用額	18,329,526 円
③	管理運営費用額	12,397,045 円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	0 円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	3,800 円
-------------	---------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	593,524,211 円	負債額	81,951,416 円
		正味財産額	511,572,795 円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	381,960,761 円
遊休財産額	243,321,126 円

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(①欄+②欄の合計額)		331,769,866 円
①	公益目的増減差額	143,492,635 円
②	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	188,277,231 円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	0 円
(うち、退職手当の額)	円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。